

## 千葉県大規模コンベンション開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、大規模コンベンションの市内での開催の促進を図り、本市の地域経済の発展に寄与するため、市内で開催される一定の大規模コンベンションの主催者に対し、当該コンベンションの開催に要する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模コンベンション 会議、討論会、講習会その他これらに類する集会（これらに付随して開催される展覧会を含む。）であって市内での相当数の宿泊が見込まれるものをいう。
- (2) 主催者 大規模コンベンションの企画・実施に関する一切の事業を行う組織又は団体をいう。
- (3) コンベンション参加者 大規模コンベンションの主催者によって参加者として登録され、大規模コンベンションに実際に参加する者をいう。
- (4) 外国人 大規模コンベンションの開催日において、日本国外に居住している者をいう。
- (5) 重点産業補助 大規模コンベンションの主催者に補助金を交付する場合に、本市が重点的に集積を図るべき業種で、企業立地に結び付く大規模コンベンションを対象に補助金交付額を上乗せして、当該大規模コンベンションの主催者に補助金を交付することをいう。

(補助対象となる大規模コンベンション)

第3条 補助金の交付対象とする大規模コンベンションは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主たるコンベンションが千葉市内で開催されること。
- (2) コンベンションの開催期間が2日以上であること。
- (3) コンベンション参加者数が延べ1,000人以上であって、かつ延べ宿泊数が500泊以上であること。
- (4) 主催者が日本国内に受入組織を有すること。
- (5) 本市の産業、経済、学術、文化又は国際交流のいずれかの振興に寄与するものであること。
- (6) 政治的、宗教的又は専ら営利的な目的を持つコンベンションでないこと。

- (7) 公序良俗に反するものでないこと。
  - (8) 国又は地方公共団体の主催するものでないこと。ただし、日本学術会議が共催するもの、国又は地方公共団体が他団体と共催する事業であり、かつ財政支出を伴わないものを除く。
  - (9) 本市からこの要綱以外の制度に基づく金銭的な補助を受けていないものであること、又は受ける見込みのないものであること。
- 2 重点産業補助の場合の補助金の交付対象とする大規模コンベンションは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) IT・クリエイティブ産業に関連するもの
  - (2) 食品・健康生活実現型産業に関連するもの
  - (3) 先端・素材型ものづくり関連産業に関連するもの
- 3 前2項の規定にかかわらず、公益上その他の理由により、市長が特に必要と認めた大規模コンベンションは補助の対象とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、千葉県国際会議開催補助金交付要綱に該当する場合は、補助の対象とならない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者（第12条に規定する申請の日から遡及して5年以内の者を含む）であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者
    - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
    - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
    - ウ 本市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
  - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、会場借上費とする。

(補助額)

第5条 第3条第1項の規定(同条第3項が適用される場合を含む。)による補助額は、コンベンション1件当たり、前条の補助対象経費について主催者が実際に負担した額の合計額に100分の50を乗じた額以内とし、延べ参加者数及び延べ宿泊数に応じて別表第1に定める額を上限とする。

2 第3条第2項の規定(同条第3項が適用される場合を含む。)による補助金は、コンベンション1件当たり、別表第2に定める額を上限とする。

3 第3条第1項及び第2項による補助金について、いずれの交付要件にも該当するとき(同条第3項が適用される場合を含む。)は、大規模コンベンション1件に対し、同時に補助金を交付することを妨げない。

4 前項の場合、補助額は、第1項及び第2項で定める額の合計額を補助限度額とする。

(登録)

第6条 市長は補助対象の適格性等の審査及び必要な調査を行い、登録をすべきものと認めるときは、補助対象コンベンションの登録を行う。

2 主催者は、この要綱に定める補助金を受けるためには、令和5年3月31日までに、補助対象コンベンションとして登録を受けなければならない。

(登録申請)

第7条 前条に規定する登録を受けようとする主催者は、千葉市大規模コンベンション開催補助金登録申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を付して市長に提出しなければならない。

- (1) 大規模コンベンション開催計画の概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 主催団体の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類
- (4) 主催団体の組織体制に関する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助対象コンベンションの登録決定通知)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による登録を行ったときは、千葉市大規模コンベンション開催補助金登録決定通知(様式第2号)により主催者に通知する。

(登録事項の変更)

第9条 前条の規定による通知を受けた主催者は、開催計画の内容を変更(市長が別に定める場合に該当するときに限る。)しようとするとき、又は大規模コンベンションを本市で開催しなくなったときは、千葉市大規模コンベンション開催補助金登録変更申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

(登録事項の変更承認)

第10条 市長は、前条の規定による千葉市大規模コンベンション開催補助金登録変更申請書の提出があったときは、当該変更に係る書類等を審査し、これを承認したときは、千葉市大規模コンベンション開催補助金登録変更承認通知書(様式第4号)により、速やかに、申請者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第11条 市長は、第6条の規定による登録を受けた大規模コンベンションが、第3条に定める要件を満たさないことが明らかになった場合、又は主催者が補助金の交付申請をしない旨の届出があった場合には、第6条の規定による登録を抹消するものとする。

(交付の申請)

第12条 主催者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、大規模コンベンションが開催される日の30日前までに千葉市大規模コンベンション開催補助金交付申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要であると認め、かつ予算の執行上支障がないと認められるときは、提出期日を繰り下げることができる。

- (1) 大規模コンベンション開催計画の概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 主催団体の定款、寄付行為、規約又は会則等の書類
- (4) 主催団体の組織体制に関する書類
- (5) 第3条第5項第1号から第3号の各号に該当しないことを誓約する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第13条 規則第5条の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(市長が別に定める場合に該当するときに限る。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業等の遂行が困難となった場

合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) その他市長が必要と認める条件

(交付決定通知)

第14条 規則第6条の規定による通知は、千葉市大規模コンベンション開催補助金交付決定通知（様式第6号）とする。

(変更申請)

第15条 主催者は、第13条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市大規模コンベンション開催補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(変更承認)

第16条 市長は前条の規定による申請があったときは、当該申請を審査し、これを承認したときは、千葉市大規模コンベンション開催補助金事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第17条 主催者は、規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、大規模コンベンションの完了の日から速やかにかつ補助金の交付決定に係る会計年度の3月31日までに、千葉市大規模コンベンション開催補助金実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要であると認め、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、提出の期日を繰り下げることができる。

- (1) 大規模コンベンション開催実績の概要書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支出に係る領収書等支出を証する書類又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第18条 規則第13条の規定による通知は、千葉市大規模コンベンション開催補助金額確定通知（様式第10号）によるものとする。

(交付請求)

第19条 主催者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付請求をしようとする

ときは、千葉市大規模コンベンション開催補助金交付請求書（様式第 1 1 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第 2 0 条 市長は、主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）大規模コンベンションを開催しないとき、又は期限内に大規模コンベンションを開催する見込みがないとき。
- （2）申請事項又は報告事項等において、虚偽又は事実と著しく異なる記載があったとき。
- （3）規則及びこの要綱に定める事項に違反したとき。

（決定の取消通知）

第 2 1 条 前条の規定による取消しの通知は、千葉市大規模コンベンション開催補助金交付決定取消通知書（様式第 1 2 号）により行うものとする。

（補助金の返還）

第 2 2 条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消したときには、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を千葉市大規模コンベンション開催補助金返還請求書（様式第 1 3 号）により、主催者に求めるものとする。

（補助金の経理）

第 2 3 条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存期間は、補助事業完了の日から起算して 1 0 年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

（調査）

第 2 4 条 市長は、必要があると認める場合は、事業者に対し報告を求め、又は関係帳簿・書類等を調査することができる。

- 2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用があるものとする。

（その他）

第 2 5 条 この要綱に定めるもののほか、規則及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月8日から施行する。

別表第1（第5条第1項関係）

延べ参加者数	延べ宿泊数	限度額
10,000人以上	6,000泊以上	2,500千円
8,000人以上	4,800泊以上	2,000千円
6,000人以上	3,600泊以上	1,500千円
4,000人以上	2,400泊以上	1,000千円
2,000人以上	1,000泊以上	500千円
1,000人以上	500泊以上	250千円

別表第2（第5条第2項関係）

延べ参加者数	延べ宿泊数	限度額
6,000人以上	3,600泊以上	1,000千円